

茨城縣の災害救濟土木事業の執行と 其の前後の情況（三）

瀧川勸則

七、土木關係應急對策

從來の記錄に依ると六月と云ふ早季に災害の起つた事は極希であつて普通の年であれば八、九月の候が所謂災害季と云はれるのである。従つて斯く早季に災害に襲はれた場合に於ては尙第二回、第三回の災害を豫想し之に對する対策を樹立せねばならぬのである。又災害は其の發生せる時季に依り大いに被害相を異にし其の濃度と範圍とを異にするものであるから、其の相と程度とを迅速詳細に認識し罹災救助其の他各種救濟方法を講ぜねばならぬのである。昭和十三年六月に於ける茨城縣の災害は既に大様を述べた通

り不幸にして早季の災であり、且其の程度は深刻廣範を極め又被害相に至つては全く他府縣に類例を見ざる特殊の情況を呈したのであつた。従つて此の早季の洪水に引續き起るべしと豫想せらるゝ所謂第二次第三次の洪水を防禦する爲には普通の場合行はれる急施工事の程度を以つてしては到底充分なりと云ひ得ない。第二次災害は明日にも襲來するかも知れないのである。此點に關し早季災害への對策として内務當局の創始した緊急復舊の制度は機宜に適したものであつた。又一方非常時局下に於て多數の罹災者を出し是等罹災者の中には出征兵士の遺家族もあり、又將來召集

せらるゝことあるべき多數の現役又は在郷兵士の家族を包
含し、他面各種労働者や貧困者は働くべき土地と其の據點
とを失つてしまつたのであるから災害救済土木事業を急施
し是等難災者に勞賃を得しめ、或者に對しては次の收穫季
まで又或者に對しては働くべき所を得るまで其の生活を維
持せしめ、同時に災害復興自力更生自奮自勵の氣運を醸起
せしむるの策に出でざるべからざる情勢にあり。之に對し

當局の焦慮は眞に瀕るゝ子を救はむとする親心にも比すべ
きものがあつた。然しながら斯る場合に於て最も意を用ひ
ざるべからざるは、徒に興奮し徒に狼狽し只一箇一箇の情
報のみに動搖しない強い心臓を持つことである。がつちり
した信急を持つことが肝要である。交通杜絶して何處へも
行けないに拘らず、或は東へ車を驅り或は西へ走りして總
括的統制を怠つて居つたのでは到底立派な策を得らるゝも
のでない。如何なる激戦に於ても司令官が無闇に第一線に
飛出して行かない事は只一つ信州川中島に例外あるのみで
今次の支那事變に於ても良く我々の知る原縣である。各司

々の長もあるべき者は其の爲に多くの部下を持つて居る
のであるから斯る場合に於ては預けられたる部下を手足と
し、大所高所から事務を總括し、晝れず騒がず深謀遠慮以
つて優秀なる對策樹立に腐心すべきである。元來水戸市は
議論倒れの都であると評されて居る所であつて形式的議論
に流れ易い。將來の戒の爲聊か茲に所懐を述べた次第であ
る。

備災害箇所に對する急施工事の施行に付ては左の方針を
決定し六十五萬圓の豫算を以つて道路四〇三、橋梁一三九、
河川一七八合計七二〇箇所に對し實施することとした。

灾害急施工事實施方針

一、道路橋梁に付て

道路橋梁の被害に付ては先づ國道及重要府縣道を自動
車一臺を通じ得る程度に應急工事を實施し、大橋梁の
流失に依り假橋架設迄に比較的目數を要する箇所を付
ては地元の協力を得て臨時渡船を設置することとし不

取敢食料品並各種救済及復舊資材の運搬並一航交通の

回復を策し次で順次右以外の道橋梁等の應急工事に及ぶこと

二、河川堤防に付て

河川堤防の被害箇所に付ては先づ多數縣民の生活に直接脅威を與ふる破堤箇所を防水する爲不取敢急施防水工事を實施し更に耕地其の他の保護に及ぼさむとするも之を放置するに於ては被害を益々擴大するの兆ある箇所を先にすること、斯くして餘裕を生じたる場合に於ては急施築堤工事の補強工事に及ぶべきこと

三、港灣に付て

港灣の被害に付ては先船舶の入港及出港に支障を來したる被害を除去すること
右の如き方針の下に急施工事を實施することとしたのであるが、その執行に關し當時上司に提出した伺は次の通りであつた参考の爲記載することとする。

災害急施工事執行の件伺（昭和十三年六月三十日伺定）

今次の豪雨出水に依り縣下各河川急激に増水し其の氾濫

區域の廣範なること未會有にして道路橋梁、河川等に甚大なる被害を蒙り目下調査中に有之其の被害程度不明なるも道路の缺壞橋梁の流失墜落せるものにありては一般交通杜絶し支障不軒、堤防の缺壞にありては時恰も稻作植付直後又は植付中にあり何れも此儘難捨置急施工事の必要有之候に付ては昭和三年十月十一日伺定急施工事執行方法に依り專決施行せしめ可然哉

追而之が豫算は急施築堤工事會に提案すること致度

災害急施工事執行方法（昭和三年十月十一日伺定）

急施工事は其の性質上正規の手續を履むる暇なきを以つて本廳よりの派遣吏員又は所屬土木出張所長をして左記範圍内に於て設計書の査定を爲さしめ直ちに地元當業者より見積を徵し專決施行せしむ

記

（一）道橋梁は單に通行に支障なき程度の復舊に止む

ること

（二）治水施設は缺壞箇所の假切及増破の虞ある箇所

を限り復舊本工事施行迄堪へ得る程度に止むること

(三) 査定官前各號の標準に依り査定を終りたるときは
一出張所毎に其の結果を報告し豫算の配當を受け直ち
に起工すること

右決才せらるゝや直ちに査定官を各方面に派遣し査定を
開始した。而して査定に依る箇所付表提出済の分に對して
は所長限り起工して可然旨及必要不得已場合には機宜の措
置を探り直ちに報告すべき旨各出張所長に電報又は電話を
以つて指示通達し銳意進工を督勵した。

右急施工事に關しては曩に述べた方針に基き進行した所

幹線道路に付ては自動車一臺を通じ得る程度の應急工事を
施した儘相當長期間放置する結果となり、竟に交通稀薄な
る僻遠地の道路と幹線道路との交通上重要性の比較論が各
方面から起り、例へば一日數千人の歩行者のみしか通行せ
ない道路と自動車千臺も通行する六號國道と何れが大切か
み通行する道路も自動車一臺を通し得る程度の復舊を行ふ

は實情に適せないと之の非難であつて、是に當を得た議論で
あつた。竟には國道を何時まであのまゝ放置するのかとて
縣の對面論さえ唱ふる者を生じ前記方針は改めざるを得ざ
るに至つた。又災害臨時渡船は地元町村に對し無料を以つ
て奉仕せしむる豫定なりし所、各町村共災害深刻の爲無料
渡船を實施すること不可能なる旨の申出あり且時變の爲青
年團在郷軍人等中堅層不在にて引受くこと能はず、徒に
時日を遷延するのみにて實施困難に陥つたことは二つなが
ら遺憾なりと言はざるを得ない。右二つの問題に關しては
自分が個人として包懷し且主張した所と今日符節を合する
結果が現れ來つたことは本懐に勝へない所である。

八、縣單救濟土木工事の急施

災害救濟工事實施に付ては早くより其の必要を認め調査
を進めてあつたのであるが、災害の程度及範圍漸次判明す
るに従ひ益々其の必要を痛感するに至り、先現に執行中に
屬する土木工事の全部に先罹災者を就労せしむることゝし
是等工事を災害救濟工事の態揃に改めた。之に依つて農業

土木を合せ労力費四十九萬一千圓を救濟に振向け得たのである。一方純粹の救濟事業を計畫實施するに非ざれば到底満足することを得ないのであるが、莫大な経費を要し單獨掛費のみの良く負擔し得る所ではない、依つて一方に於て内務、厚生兩大臣に宛國庫補助申請を爲すと共に、他面萬一國の助勢なき場合に於て單獨掛費を以つて負擔する覺悟の下に、災害最も深刻を極むる四十四箇町村に町村事業として先合計十九萬圓の救濟事業を起工せしむることし、之に對し事業費の四分の三を縣費を以つて補助する旨の通牒を發し同時に之が計畫及執行に付ての指導監督を爲す爲一萬圓の指導監督費を設定することし直ちに計畫の指導に乗出したのである。國庫補助未定の内に右の如き縣單救濟土木工事を實施することは、非常時局と災害との爲莫大な經費を要し特に近年地方財政逼迫の折柄寛に困難なことである。幸にして後に國庫補助が決定し相當額の救濟事業は實施し得たのであつたが、縣がもし國庫補助決定まで救濟事業を實施し得なかつたと假定した場合に、其處に體成

せらるゝ罹災者の生活不安と縣民の士氣の沮喪とは如何に重大なる損失を惹起したかも知れないのである。其額は僅に二十萬圓に過ぎなかつた此の縣單救濟土木工事の實施が齎せる效果は計算し得ざる莫大なものであつたことを信じて疑はない。此の英斷を敢てした時の長官挾間氏と總務部長久保田氏とに對し特に敬意を表する次第である。

救濟事業の基礎的調査と基本計畫とに付ては來月號に述べる心算である。

